

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

字の区域の変更(一四八、一四九・市町村課)
 保安林の指定(一五〇・森林土木課)
 保安林の指定解除予定通知(一五一・森林土木課)
 道路区域の変更及び供用開始(一五二、一五三・道路環境課)
 道路区域の変更(一五四、一五八・道路環境課)
 建築基準法による道路位置の指定(一五九・秋田建設事務所)

公告

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)
 農業委員会の交換分合計画の認可(北秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(秋田総合農林事務所)
 " (仙北総合農林事務所)
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)
 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(雄勝総合農林事務所)
 市町村営土地改良事業計画の変更の同意(雄勝総合農林事務所)
 収用委員会公示送達
 土地収用法施行令による公示送達
 公営企業管理規程
 秋田県公営企業管理者が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(一・企業局総務課)

告 示

秋田県告示第四百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡飯田川町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
南秋田郡飯田川町飯塚字泓 一八六から二〇四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	南秋田郡飯田川町飯塚字妙見
南秋田郡飯田川町浜井川字飯塚境 一、二、五の一部、三三の一部、六一から七四までの各一部、七六から七九までの各一部、八一から八六までの各一部、八八から九一までの各一部、一二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに三二の地先の道路、水路である国有地の一部	

秋田県告示第四百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡井川町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		区 間
	新	旧	
	常盤峰浜線	常盤峰浜線	山本郡峰浜村高野々字高野々三九番二地先から三〇番五まで
	常盤峰浜線	常盤峰浜線	山本郡峰浜村高野々字高野々三九番五から三〇番五まで
	敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	八・〇〇〇～一三・〇〇〇	四・五〇〇～九・〇〇〇	〇・一四五
			〇・一四五

二 供用開始の期日 平成十四年三月八日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		区 間
	新	旧	
	日三市角館線	日三市角館線	仙北郡角館町中町二〇番一地先から岩瀬町四〇番地先まで
	日三市角館線	日三市角館線	"
	敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	一〇・五〇〇	四・五〇〇～五・〇〇〇	〇・〇七四
			〇・〇七四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百五十五号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		区 間
	旧	旧新別	
	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	河辺郡雄和町椿川字奥楯岱一九四番一地先から字堤根五一番一〇地先まで
	敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	九・〇〇〇～六二・〇〇〇	九・〇〇〇～六二・〇〇〇	〇・七一〇

県道	新	秋田御所野雄和線	河辺郡雄和町椿川字奥椿岱一九四番一地先から二二番八地先まで	一三・〇〇〇～二四・五〇〇	〇・一二〇
----	---	----------	-------------------------------	---------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百五十六号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	秋田昭和線	秋田昭和線		A 秋田市金足片田字横関一九三番一地先から金足高岡字古館一番地先まで		六・〇〇〇～二六・〇〇〇	一・五八八
	秋田昭和線	秋田昭和線		B 秋田市金足片田字鳩坂一六六番三から金足高岡字古館二二番地先まで		二二・〇〇〇～一〇七・〇〇〇	一・五二六
	秋田昭和線	秋田昭和線		で 秋田市金足片田字鳩坂一六六番三から金足高岡字古館二二番地先まで		二二・〇〇〇～一〇七・〇〇〇	一・五二六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百五十七号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	高岡追分線	高岡追分線				五・〇〇〇～八・五〇〇	〇・一二六
	高岡追分線	高岡追分線				五・〇〇〇～五・五〇〇	〇・〇二七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第百五十八号

一 道路の区域

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	大館十和田湖線		大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部四三番二から七六番一九まで	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部四三番二から七六番一九まで	八・〇〇〇〇～二二・〇〇〇	一・〇四二
		A					
	B	"				一六・〇〇〇〇～二二六・五〇〇	二・〇六〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月八日から同月二十二日まで

秋田県告示第百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
男鹿市船越字前野九十八番地四十二 下間 俊悦	南秋田郡天王町天王字上北野五十六番十六	三十四・八メートル	五メートル	平成十四年二月二十七日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、鷹

巢町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鷹巣町栄字太田六番五号

七日市字田ノ沢百十四番地

脇神字石ノ巻岱百九十一番地

米代町三番十四号

坊沢字善千鳥坂八十六番地

字水上沢四十三番地

字相善岱尻三十二番地

栄字向前田六十九番地

小森字小森三十番地

脇神字脇神圃ノ内八十一番地

字前谷地六番地一

字塚ノ岱百六番地

字脇神圃ノ内五十五番地

字赤川岱八番地

七日市字三ノ渡六十三番地

字葛黒八番地

二 就任理事の住所及び氏名

鷹巣町栄字太田六番地五

坊沢字水上沢四十三番地

字善千鳥坂八十六番地

字相善岱尻三十二番地

脇神字石ノ巻岱百九十一番地

小森字小森三十番地

脇神字脇神圃ノ内五十五番地

字塚ノ岱百六番地

字槐岱道上二十二番地

栄字向前田六十九番地

七日市字葛黒八番地

前山字後長根三十二番地二

脇神字脇神圃ノ内八十一番地

米代町三番十四号

七日市字三ノ渡六十三番地

字田ノ沢百十四番地

三 退任監事の住所及び氏名

長谷川 正

長岐 洋一

畠山 国芳

相馬 松蔵

長崎 克彦

佐藤 重光

成田 忠義

小坂 吉三

中林 藤一郎

佐藤 文信

中嶋 力蔵

畠山 義徳

花田 隆一

小塚 隆一

三上 寛

堀部 栄一

長谷川 正

佐藤 重光

長崎 克彦

成田 忠義

畠山 国芳

中林 藤一郎

花田 隆一

畠山 義徳

中嶋 忠一郎

小坂 吉三

堀部 栄一

藤田 正

佐藤 文信

相馬 松蔵

三上 寛

長岐 洋一

鷹巣町脇神字中金堀百十七番地

小森字小森百一番地

前山字後長根三十二番地二

就任監事の住所及び氏名

鷹巣町小森字小森百一番地

脇神字中金堀百十七番地

坊沢字屋敷六十二番地

中嶋 吉美

佐藤 三七

藤田 正

佐藤 三七

中嶋 吉美

木村 常蔵

平成十四年三月一日県営土地改良事業(宿内地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定により、合川町農業委員会から申請があつた下杉地区交換分合計画について、平成十四年三月一日認可したので、同条第十項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

平成十四年三月一日県営土地改良事業(浜井川地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

平成十四年二月二十八日県営土地改良事業(川原北部地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平鹿郡沼館土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月八日

一 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町沼館字沼館三百四十一番地

宮ノ目四十番地

八卦百五十四番地

中島二百十二番地

下川原二百五十三番地

今宿字西ノ在家四十六番地の二

今宿八十一番地

高花百四十四番地

会塚字大塚百九番地

石塚百六十七番地

上大塚三番地

下野四十五番地

南形字大卷十一番地

造山字造山二番地

二 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町沼館字沼館三百四十一番地

宮ノ目四十番地

八卦百五十四番地

中島二百十二番地

下川原二百五十三番地

今宿字西ノ在家四十六番地の二

今宿八十一番地

高花百四十四番地の三

会塚字大塚百九番地

石塚百六十七番地

上大塚三番地

下野四十五番地

南形字大卷十一番地

造山字造山二番地

三 退任監事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町今宿字今宿十七番地

沼館字沼館十八番地

秋田県知事 寺田典城

四 就任監事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町今宿字今宿十七番地

沼館字沼館十八番地

会塚字大塚九十八番地の二

大久保 清助
秋山 良雄
最上 利治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、雄勝郡羽後町嶋田新田土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（高尾田地区基盤整備促進事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年二月二十八日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、皆瀬村から協議があった土地改良事業（皆瀬（貝沼）地区中山間地域総合整備事業）計画の変更について、平成十四年二月二十八日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月八日

秋田県知事 寺田典城

収用委員会公示送達

秋田県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十四年三月二十九日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成十四年三月八日

秋田県収用委員会会長 豊口祐一

一 事件名

秋田都市計画道路事業 三・三・四号 横山金足線に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称

平成十四年二月二十七日付け秋収委 九十一「裁決書」

三 送達を受けるべき者

住所不明

株式会社 長谷川不動産 代表者 不明

公営企業管理規程

秋田県公営企業管理者が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月八日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県公営企業管理者が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業管理者が管理する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第十七条」を「第三十三条」に、「管理する」を「保有する」に改める。

第二条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

第三条第一項中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第二号の二」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。
第八条を第十二条とする。
第七条第一項中「第十三条」を「第三十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(情報公開審査会諮問通知書)

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(様式第十二号)によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第三条の二中「第九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(行政文書公開請求事案移送通知書)

第四条 条例第十一条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書(様式第九号)によるものとする。

(行政文書の公開に係る意見照会書等)

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書(様式第十号)によるものとする。

2 条例第十二条第三項(条例第十七条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書(様式第十一号)によるものとする。

様式第一号中「第7号」を「第6号」に、「第7号」を「第6号」に改める。

様式第二号中「第8号」を「第10号」に、「第9号」を「第10号」に改める。
「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

様式第七号中「第8号」を「第10号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の 事務担当課所	課(所) 班(担当) 電話

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり _____ に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

ついては、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当課所	課(所) 班(担当) 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県公営企業管理者 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年 月 日付け

号で照会のおつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者

印

年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課所	課(所) 班(担当) 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公営企業管理者に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書(第10条関係)

(A4判)

情報公開審査会諮問通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県公営企業管理者



年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮 問 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課 所	<p style="text-align: center;">課(所) 班(担当)</p> <p style="text-align: center;">電話</p>
備 考	

様式第六号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「件名」を「名称」に、「第6条の2」を「第8条」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第五号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「件名」を「名称」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「件名」を「名称」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「件名」を「名称」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号の二中「第8条第3項」を「第10条第3項」に、「公開をする」を「公開する」に、「件名」を「名称」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の秋田県公営企業管理者が管理する行政文書の公開等に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄